

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月20日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第36号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の3を削り、第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

(収納事務の委託)

第4条の2 地方自治法施行令第158条の2第1項に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 委託を受けようとする業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施について相当の知識及び経験を有する者であること。
- (2) 収納に関する情報を電子計算機により適正に管理し、その電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を遅滞なく提供することができること。
- (3) 収納金を的確かつ迅速に払い込むことができる能力を有すると認められること。
- (4) 個人情報（京都市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下この号において同じ。）の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。

第4条の8第1項第6号中「第701条の41第1項の表第16号」を「第701条の41第1項の表第15号」に改める。

第10条の表（31の3）中「固定資産税減額申請書」の右に「及び同条第4項の規定により市長に提出する固定資産税減額申告書」を加える。

附則第7項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項各号中「附則第33条の

3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改める。

附則第10項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「附則第35条の2第1項前段」を「附則第35条の2第6項前段」に改める。

附則第11項各号列記以外の部分中「において準用する同条第1項又は第4項」を「又は第10項」に改め、「の各号」を削り、同項各号中「附則第35条の2の6第1項」を「附則第35条の2の6第7項」に改める。

附則第12項各号列記以外の部分中「附則第35条の3第11項において準用する同条第3項又は第6項」を「附則第35条の3第13項又は第16項」に改め、「の各号」を削り、同項各号中「附則第35条の3第3項」を「附則第35条の3第13項」に改める。

附則第13項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項各号中「附則第35条の4第1項前段」を「附則第35条の4第4項前段」に改める。

附則第14項各号列記以外の部分中「において準用する同条第1項又は第4項」を「又は第10項」に改め、「の各号」を削り、同項各号中「附則第35条の4の2第1項」を「附則第35条の4の2第7項」に改める。

様式第31号の3を同様式1 固定資産税減額申請書（住宅等の新築に伴うもの）とし、同様式1の次に次のように加える。

2 固定資産税減額申告書（住宅の耐震改修に伴うもの）

固定資産税減額申告書

(あて先) 京都市 区長	年 月 日
申告者の住所（法人にあっては、事務所の所在地）	申告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 — ④

下記の家屋に係る固定資産税について、京都市市税条例附則第8条第1項の規定による減額を受けたいので、同条第4項の規定により申告します。

所在地	家屋番号	種類	呼び名、通称等
構造、床面積等			
建築年月日	年月日	耐震改修工事完了年月日	年月日
耐震改修工事費用	円		
申告の遅延理由			
添付書類			

注1 区分所有に係る家屋にあっては、1戸当たりの工事費用を記入してください。

2 耐震改修工事完了年月日から3月以内に申告することができなかった場合は、その理由を記入してください。

3 この申告書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第7項及び第10項から第14項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(理財局税務部主税課)